

学会誌投稿規程

1. 投稿資格

- (1) 原則として日本原価計算研究学会会員でなければならない。共同執筆の場合は、少なくとも1名が会員であり、その会員が主導する研究であることを要する。
- (2) 投稿しようとする者は、全国大会、部会、当学会が主催ないし共催する研究会のいずれかで論文の内容について報告しなければならない。ただし、編集委員会が認めた論文についてはこの限りではない。
- (3) (2)の投稿資格を満たした者が投稿した場合あるいは投稿を辞退した場合は、その投稿資格は消滅する。

2. 原稿の応募

- (1) 編集委員会は全国大会報告者、部会報告者、または当学会主催ないし共催の研究会報告者を確認する。
- (2) 投稿資格のある報告者に対して執筆意思を確認する。所定の期日までに原稿の送付がなかったものについては、執筆を辞退したものとみなす。
- (3) 編集委員会は全国大会統一論題報告者、および編集委員会が必要と認めた者に対して執筆を依頼する。
- (4) 提出された論文等の原稿は返却しない。

3. 原稿の言語

日本語または英語とし、原則として報告内容、報告要旨の言語にしたがう。

4. 応募原稿

- (1) 原価計算、管理会計に関する論文で、未公開かつ他誌に投稿中でないものに限る。
- (2) 論文の投稿は、「『原価計算研究』執筆要項」にしたがう。
- (3) 編集委員会は、次のような場合に、論文の査読または掲載を拒否ないし制限することができる。
 - 規定された分量を超過する場合
 - 執筆者が容易に特定可能な情報が含まれる場合
 - 図表、参考文献などの表記が規定された形式から大きく逸脱する場合
 - その他、査読に支障をきたすと判断した場合

5. 掲載の可否

- (1) 掲載可否の決定は、委嘱するレフリーの審査結果に基づいて編集委員会が行う。
- (2) レフリー審査は、「『原価計算研究』レフリー制度運用基準」にしたがう。
- (3) 編集委員からの依頼原稿については、レフリー審査を経ずに、編集委員会が掲載を決定することができる。その際、レフリー審査を経た論文との区別を明記する。

6. 掲載された論文に関する著作権、公開等

- (1) 学会誌に掲載された論文の著作権は、本学会に帰属するものとする
- (2) 教室等における無料配布資料として複製することは差し支えない。
- (3) 執筆者は、雑誌刊行後当該論文の全部ないし一部を他の著作物、電子媒体等に転載、公開することができる。その場合、執筆者（共著者がいる時は代表の著者1名）は、事前に文書ないし電子メール等で編集委員会に届け出て許可を得るとともに、複製物あるいは転載された著作物等に出典（本学会誌名、巻、号、頁）と著作権者名（原価計算研究学会）を明記しなければならない。
- (4) 著者所属機関等の第三者から、Web サイト（機関リポジトリ等）等において本学会誌掲載の研究論文等の複製、配布、公開等に係る著作権の利用許諾要請があった場合は、編集委員会において審議し、適当と認めたものについてその利用を許諾する。ただし、その場合は著者（共著者がいる時は代表の著者1名）の承諾を得るものとする。

7. 論文執筆に関わる著作権、守秘義務等

- (1) 論文執筆において引用する図表等の著作権に関する諸問題は、執筆者の責任において処理する。
- (2) 執筆者が論文作成に使用するデータや情報に関するリサーチサイトとの守秘義務上の諸問題は、執筆者の責任において処理する。

8. 原稿の校正

掲載論文の執筆者校正は、原則として初校のみとする。

9. 投稿規程の改正

本投稿規程の改正は、常任理事会および理事会の承認を得なければならない。

(附則)

本投稿規程は、平成22年7月3日より実施する。

平成24年9月7日改正。

平成26年9月19日改正。

平成27年9月10日改正。

平成28年8月28日改正。

平成29年9月10日改正。